

論文集等の電子投稿・査読・Web公開システムの導入、 論文集の登載料・超過頁等の改正、技術報告集の 刊行回数の増加に伴う予約購読費の改定について

学術レビュー委員会

学術レビュー委員会は、会員が発表する建築に関する学術・技術・芸術の成果の評価・発信・流通機能の整備・強化をはかることを目的として、発表体系のあり方、ピアレビューのあり方を検討するとともに、論文集、技術報告集、英文論文集（JAABE）、作品選集、総合論文誌などの相互調整を行っている。

2006年4月に「建築学と本会の発展のための中長期計画 目標の共有とアイデンティティ強化」において、本会の学術評価機能の強化について答申がなされた。当委員会では、この答申を受けて、論文集等の投稿から刊行までの迅速化を図り、投稿インセンティブを高めるために、電子投稿・査読・Web公開システム導入について検討を行ってきた。

また、論文集、技術報告集、英文論文集（JAABE）に投稿された方に対してアンケートを行い、投稿する側からのご意見をいただいた。そのアンケート結果を参考として論文集の登載料・超過頁料とその限度頁数、技術報告集の刊行回数などについて検討を行った。

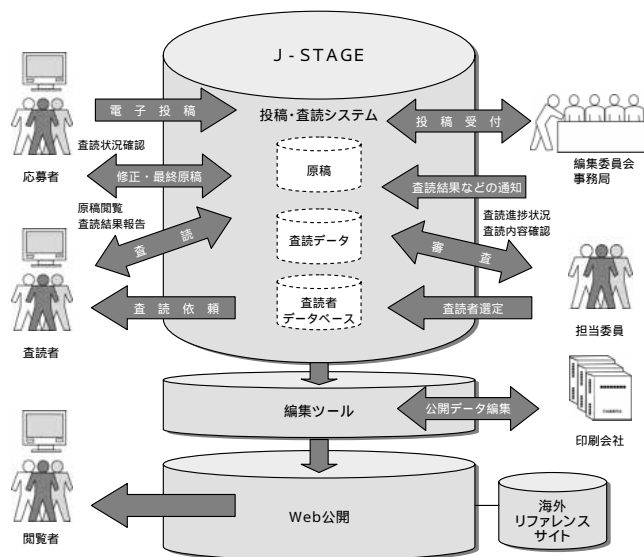
このたび、以上の検討結果にもとづき、論文集等の電子投稿・査読・Web公開システムを導入すること、論文集の登載料・超過頁等の改正、技術報告集の刊行回数の増加に伴う予約購読費の改正を行うことにした。以下に詳細について説明する。会員諸氏のご理解とご協力をお願いする次第である。

1. 論文集等の電子投稿・査読・Web公開システムの導入

多くの学会で論文の投稿・査読システムの電子化が進んでいる。本会でも当委員会が中心となり「発表体系のあり方検討委員会報告（2001年）」「情報委員会報告（2004年、2005年）」を受けて、その実施に向けて検討を行ってきた。先行して進めた大会の電子投稿も定着し、会員のインターネット環境は急速に整備されていると考えられる。そこで、当委員会では、独立行政法人科学技術振興機構の「科学技術情報発信・流通総合システム」（J-STAGE）の投稿・査読システムを利用して、論文集、技術報告集、英文論文集（JAABE）について電子投稿、電子査読を実施することにした。インターネットを利用することにより、投稿の利便性向上、地域格差の是正、査読、刊行の迅速化を図る。

2008年4月から電子投稿による受付を開始し、その査読を電子査読によって行う。Web上で投稿、査読委員選定、査読などができるようになる。電子投稿の方法など詳細については、2008年3月中旬にホームページに掲載する予定である。中長期計画にあげられているWeb公開システム導入によるオンラインジャーナル化については、予約購読制との関係などに課題が残されており、2010年度からの実施を目途に作業を進めているが、冊子刊行から1年を経過した論文については、その全文がJ-STAGEを通じてWeb公開され、世界に向けて発信されることになる。システムの概要を図に示すので、ご参照願いたい。

<システム概要>



2. 論文集の登載料・超過頁料と最大頁数について

現行の論文集の登載料・超過頁料は1996年に定められたもので、基準頁5頁、登載料1万円、超過1頁1万円、超過2頁3万5千円、超過3頁7万円としている。5頁を基準頁としたのはB5判6頁であったものをA4判に変更するにあたり、文字数から換算したことによる。この制度は安価な掲載を可能にするとともに、より多くの論文を掲載できるように超過2頁～3頁の超過頁料を高くすることで、頁数の抑制をしようとしたものである。

しかし、最近の掲載論文の掲載頁数を調査したところ約半数が3頁超過の8頁であった。2003年度から環境系を分冊したことや購読者への送付方法の改善により掲載題数を増やすことができるようになった。また、他学会の現況を分析したところ、頁数の上限や登載料等に改善の余地があると考え、最大頁数を増やし、7頁、8頁の掲載料を下げ、基準頁6頁、登載料2万円（版下原稿）、4万円（レイアウト原稿）、最大頁10頁、超過1頁2万円、超過2頁4万円、超過3頁7万5千円、超過4頁11万円に改正することにした。なお、頁数の増加は掲載題数の制限を招くことになるため超過3頁～4頁については超過頁料を高くすることで頁数の増加を抑制している。

論文集登載料等は掲載を以て請求しており、2008年4月第626号掲載論文から適用される。最大頁数についても4月以降の応募分ならびに4月号掲載論文からを対象とする。

< 現行と改正後の比較 >

		現 行	改正後
基準頁		5頁	6頁
登載料		版下原稿 10,000円 レイアウト原稿 30,000円	版下原稿 20,000円 レイアウト原稿 40,000円
最大頁		8頁	10頁
登載料 + 超過頁料 (版下原稿の場合)	5頁	10,000円	20,000円
	6頁	20,000円	20,000円
	7頁	45,000円	40,000円
	8頁	80,000円	60,000円
	9頁		95,000円
	10頁		130,000円

3. 技術報告集の応募回数と予約購読費改定について

技術報告集は創刊から13年を経ており、2003年度には購読制に移行し、すでに本会の発表の場として定着している。投稿題数の増加により、1冊の掲載題数が多くなり過ぎている。また、半年に1度の刊行では情報価値が低くなってしまい、次号の掲載になった場合にはさらに6ヶ月発表が遅れてしまうことになる。そこで、会員の発表意欲と購読者への速やかな情報伝達に應えるために、応募回数ならびに刊行冊数を増やすことにした。現行では年2回（4月、10月）募集、年2冊（6月、12月）刊行であったが、これを年3回（2月、6月、10月）募集、年3冊（2月、6月、10月）刊行することにした。

また、現在10月19日を締切として原稿を募集しているが、新たに2008年2月にも募集を予定しているので奮って応募されることを期待する。なお、年3冊を刊行することに伴い、2008年度から予約購読費を会員（個人）3,000円、法人3,600円、会員外4,800円とすることをご了解願いたい。

< 現行と改定後の比較 >

		現 行	改定後
応募		年2回（4月、10月）	年3回（2月、6月、10月）
刊行		年2冊（6月、12月）	年3冊（2月、6月、10月）
予約購読費	会員(個人)	2,000円	3,000円
	法人会員	2,500円	3,600円
	会員外	3,500円	4,800円

4. 応募規程の改正

前述の内容を含め、論文集と技術報告集の応募規程について見直しを行った結果、次のように改正することにしたので、その要点を述べる。

構造系、計画系ならびに環境系論文集応募規程の改正

●原稿の提出について

2008年4月からの電子投稿・査読・Web公開システム導入に伴い、原稿提出方法と提出期限を改正し、原則的に電子投稿とする。

●基準頁、登載料、超過頁料、超過頁の限度

基準頁を6頁とし、登載料を版下原稿の場合は2万円、レイアウト原稿の場合は4万円とする。超過頁の限度を4頁までとし、基準頁数の6頁を超過した場合の超過頁料を、超過1頁2万円、超過2頁4万円、超過3頁7万5千円、超過4頁11万円にする。

技術報告集応募規程の改正

●原稿の提出について

2008年度からの電子投稿・査読・Web公開システム導入に伴い、原稿提出方法を改正し、原則として電子投稿とする。原稿提出を毎年3回とする。

●評論執筆者について

応募者にとって評論者の依頼は負担であり、著者指名の評論は著者寄りの内容になる傾向がある。査読者にとっても査読や委員会指名と重なり、負担となっていた。また、委員会指名の評論執筆者を選定した上で著者へ連絡しなければならないことなどから、採用決定通知の発送が遅れる原因になっていた。応募者と査読者の負担を軽減し、刊行の迅速化を図るために、著者指名による評論をなくし、委員会指名の評論のみを掲載することにした。

●内容について

「技術報告は、事実が重要で論は必ずしも必要としない。」を「技術報告は、新たな事実の報告を重視する。」とするなど、内容説明の一部を修正・加筆した。

日本建築学会構造系、計画系ならびに環境系論文集応募規程

下線部は今回改正（追加）された箇所

（改正2007年7月17日理事会決 2008年4月1日実施）

1. 内 容

建築に関する学術・技術・芸術についての下記の論文及び質疑討論とする。

（1）投稿論文

a) 論文は未発表のものに限る。

但し、2項に記載するものについては、未発表のもののみならず。

b) 論文は建築に関連した内容を有し、次のカテゴリーのいずれかに該当するものとする。

カテゴリー 独創性のある萌芽的研究で、発展性の期待できるもの。

カテゴリー 新しい知見を与える有用性、実用性に富んだ実測・実験・調査等の研究で、信頼性が高く、学術的、技術的に価値のあるもの。

カテゴリー 独創性のある理論的または実証的な研究で、完成度の高いもの。

c) 著者は、投稿時にカテゴリー ~ のいずれかを

申告する。

（2）質疑討論は、掲載された論文について、掲載後1年以内に投稿するものとし、誌上にて行う。

2. 既発表のものであっても応募できる範囲

（1）大会学術講演会、支部研究発表会で発表したもの。

（2）シンポジウム、研究発表会、国際会議等で梗概または資料として発表したもの。

（3）大学の紀要、研究機関の研究所報等で内部発表したもの。

（4）国、自治体、業界、団体からの委託研究の成果報告書。

3. 連続する応募の取り扱い

（1）連続して数編応募する予定の場合には、各編がそれぞれ完結したものとする。

この場合の表題は主題を適切に表したものとし、総主題をサブタイトルとする。

（2）連続した数編を応募する場合には、さきの編の審査終了後、続編が受理される。

4. 応募資格

本会会員（個人）とする。

5. 原稿

- (1) 論文および質疑討論は、和文・英文のいずれでもよい。
- (2) 論文および質疑討論の本文の前に英文要旨およびキーワードを添える。
- (3) 論文は、刷上り6頁以内を基準とし、超過頁は4頁を限度とする。
- (4) 版下またはレイアウトなどの原稿投稿の形態および執筆の詳細は、「執筆要領」を参照する。
- (5) 最終の原稿の作成時、採用原稿の字句または文章の書き足し、書き改めは認められない。

6. 原稿の提出

- (1) 原稿は、執筆要領に沿って作成し、原則的として電子投稿とし、PDFファイルを提出する。但し、紙面投稿の場合は3通（コピー）を提出する。採用決定後、最終の原稿をPDFファイルで提出する。ただし、紙面投稿の場合は1通提出する。
- (2) 原稿の提出に際しては、「論文」「質疑討論」の区別、査読希望の論文のカテゴリーおよび下記の査読希望専門研究部門名を所定の用紙に明示する。
「材料施工」「構造」「防火」「海洋建築」「情報システム技術」「環境工学」「建築計画」「都市計画」「農村計画」「建築経済・住宅問題」「建築歴史・意匠」「教育」「文教施設」「災害」「地球環境」
なお、「材料施工」「構造」は構造系論文集、「建築計画」「都市計画」「農村計画」「建築経済・住宅問題」「建築歴史・意匠」は計画系論文集、「環境工学」は環境系論文集に掲載される。また「防火」「海洋建築」「情報システム技術」「教育」「災害」「文教施設」「地球環境」の領域横断部門は、原則として環境系論文集に掲載される。ただし、発表者の申告があった場合には、論文集委員会の判断により他系に掲載することができる。
- (3) 原稿の提出期日は、各月10日24時締めとする（8月は休会）。ただし、紙面投稿の場合は17時締めとし、10日が土曜日、日曜日、祭日の場合、直前の平日17時締めとする。
- (4) 原稿が本会に到着した日を原稿受理日とする。原稿受理日が当月の10日以前の原稿を当月より査読を開始する原稿とする。
ただし、内容の訂正などを指摘された原稿で本会発送日より2ヶ月以内に改訂原稿が返送されない場合は、最初の受理日は無効とし、改訂原稿が本会に到着した日を原稿受理日とする。

7. 論文の採否

- (1) 論文の採否は、本会論文集委員会が査読の判定基準に基づいて決定し、著者に通知する。
- (2) 論文については査読の判定基準は以下の通りである。
 - a. 一般的な査読の項目
 - a - 1) 提起した問題、導入した概念や方法、発見した事実の法則の新規・独創性および得られた結果の学術的および技術的な新規性・有用性。
 - a - 2) 論旨、論拠の妥当性・明快性、方法（実験、調査等）とその結果の信頼性・再現性および研究展望、研究の位置づけの適切さ。
 - a - 3) 表現、用語や関連文献引用の適切さおよび商業主義からの中立性。
 - b. 論文を各カテゴリーに応じて、次の基準で査読する。
 - b - 1) カテゴリーの論文については、萌芽性、発展性、独創性を重視し、その信頼性と完

成度については評価するが過度に重視しない。

b - 2) カテゴリーの論文については、学術的および技術的有用性、実用性を重視し、その新規性と信頼性、完成度についても評価する。

b - 3) カテゴリーの論文については、独創性、学術的価値性・有用性、信頼性を重視し、完成度も評価する。

- (3) 論文のカテゴリー区分は、査読時の評価判定に用いるとともに、論文集への掲載時に記載する。
- (4) 査読の結果、「採用」の論文には、採用決定日を明記する。
- (5) 査読の結果、「再査読」の場合は、修正された原稿について改めて審査を行う。
- (6) 査読の結果が「不採用」場合で、その「不採用」の理由に対して、論文提出者が明らかに不当と考えた場合には、不当とする理由を明記して、本会論文集委員会委員長あてに異議申し立てをすることができる。ただし、「異議申し立て」については書面にて提出する。

8. 質疑討論の採否

質疑討論の採否ならびにその取扱いは論文集委員会が行う。

9. 著作権

- (1) 著者は、掲載された論文・質疑討論の著作権の使用を本会に委託する。
ただし、本会は、第三者から文献等の複製・引用・転載に関する許諾の要請がある場合は、原著者に連絡し許諾の確認を行う。
- (2) 著者が、自分の論文・質疑討論を自らの用途のために使用することについての制限はない。
- (3) 編集出版権は、本会に帰属する。

10. 論文集の体裁

論文集の刷上り体裁をA4判とし、本文が8ポイント程度となるようにする。

11. 登載料・超過頁料・カラー印刷掲載料

採用された論文は本会論文集登載料として、版下原稿の場合は20,000円、レイアウト原稿の場合は40,000円を徴する。
本文の刷上り頁数が基準頁数の6頁を超過した場合は超過頁料として、次の料金を加算する。
7頁の場合は20,000円、8頁の場合は40,000円、9頁の場合は75,000円、10頁の場合は110,000円
また、カラー印刷による掲載は、著者の申し出により行うことができる。カラー印刷に要する費用は著者の負担とする。

12. 別刷

論文および質疑討論の別刷は、有料にて頒布する。

13. 提出先

電子投稿による論文、質疑討論の原稿提出先は、本会ホームページ論文集応募原稿募集案内に指定された原稿提出用サイトとする。紙面投稿による論文、質疑討論の原稿および異議申し立ての文書は、下記宛に送付する。

〒108-8414 東京都港区芝5丁目26番20号
日本建築学会 論文集委員会

付表 論文の評価項目

カテゴリー			
独創性			
萌芽性			
発展性			
技術性			
学術的価値性・有用性			
信頼性			
完成度			

[凡例]

評価の対象とする
評価するが、過度に重視しない

14. その他

- (1) 査読中論文の著者が変更された場合、その時点で提出論文は新規論文として受理したものと取り扱う。

付 則 この規程は2008年4月1日より適用する。

日本建築学会技術報告集応募規程

下線部は今回改正（追加）された箇所

（改正2007年7月17日理事会決 2008年4月1日実施）

1. 内容

・ 技術報告集に掲載する内容は、具体的な建築物、プロジェクトなどを対象とした技術報告、質疑討論および評論とする。まだ実現していないプロジェクトを対象とした場合は、グループまたは委員会活動などによる体系化を意図したものを原則とする。

(1) 技術報告

- (a) 技術報告は未発表のものに限る。ただし、2条に記載するものについては未発表のもののみなす。
(b) 技術報告は、新たな事実の報告を重視する。
(c) 技術報告は、次のカテゴリーのいずれかに該当するものとする。

・カテゴリー)

・ 建築物あるいはプロジェクトの計画・設計・施工に関する新しい技術の報告
なお、技術は既存のものであっても、それらが総合化され新しい知見を得ているもの、または既存の技術を適用する対象物が異なり、新しい知見を得ているものを含む。

キーワード：先端技術、先進的事例

- [例] 調査・設計・施工の結果をとりまとめた工事報告
最新の構造設計、設備設計の事例報告
既存建築物の耐震補強工事や大規模なリニューアル工事報告
地区計画、町並み保存計画などに係わる先進的な計画技術の事例報告
建築物に係わる先進的な調査・計画手法、計画技術の事例報告
新しい空間機能や使い方を提案した計画・設計・運用の事例報告

・ 新材料・構法・装置・コンピュータソフトウェアなどの技術開発成果の報告

キーワード：要素技術、開発成果

- [例] 新材料の開発成果
新工法・新構法に関する開発成果
施工管理技術、維持管理技術、プロジェクトマネジメント技術などの開発成果
新装置、設備システムの開発成果
計測、観測に関するシステムなどの開発成果

環境予測技術の開発成果

コンピュータ利用による解析、計算技術、CAD、CG、CALS技術などの開発成果

歴史的建築物の保存技術、復元手法開発成果

創造的なまちづくりなどの成果

・ 総合調査・総合開発による新しい事実・資料の報告
キーワード：新概念、新事実

[例] グループによる災害調査報告

大規模実験の報告

地震、風、地盤、積雪などの総合的な観測、調査報告

材料、構法、環境、エネルギーシステムなどの総合的な調査報告

計画・設計、地域調査などに係わる新しい資料の報告

歴史的建造物の建築技法および設計図書などの新史料に関する報告

・ 建築物などの設計法・施工法の体系化に関する技術報告

キーワード：基準・規準・指針、体系化

- [例] 設計法、計画法、施工法、試験法、評価法、管理法の体系化を意図した基準・規準・指針の紹介、解説
再開発、地区計画、地域エネルギー供給計画、農山村計画、町並み保存計画、環境保全計画、景観形成計画などに係わる体系的な計画技術の概念、創造的な技術提案、標準計画法、調査方法、法令、基準の紹介、解説

(d) 著者（複数の場合は執筆代表者）は、投稿時にカテゴリー、、、、のいずれかを申告する。

(2) 質疑討論

質疑討論は、掲載された技術報告について、掲載後1年以内に投稿するものとし、誌上にて行う。

(3) 評論

技術報告集委員会指名の評論1編を掲載する。

2. 既発表のもので応募できる範囲

(1) 大会学術講演会、支部研究発表会で発表したもの

(2) シンポジウム、研究発表会、国際会議等で梗概または資料として発表したもの

- (3) 大学の紀要, 研究機関の研究所報等部内で発表したものの
- (4) 国, 自治体, 業界, 団体からの委託調査・研究の成果報告書
3. 連続する応募の取り扱い
- (1) 連続して数編応募する予定の場合には, 各編がそれぞれ完結したものとす。この場の表題は主題を適切に表したものとし, 総主題をサブタイトルとする。
- (2) 連続した数編を応募する場合には, さきの編の査読終了後, 続編が受理される。
4. 応募資格
- (1) 本会会員(個人)
- (2) 当該報告の研究に直接関わったグループまたは委員会。この場合, 著者(複数可)を明記し, 執筆代表者は本会会員(個人)とする。構成員氏名が必要な場合には本文中に記載する。
- (3) 当該報告の発表者としての著者の適格性(発表の諒解)については本会は一切責任をもたない。
5. 原稿
- (1) 技術報告および質疑討論は, 和文・英文のいずれでもよい。
- (2) 技術報告に英文要旨を添える。
- (3) 技術報告は, 刷上り4頁以内を基準とし, 超過頁は2頁を限度とする。質疑討論は, 刷上り1頁以内とし, 超過頁は認めない。
- (4) 原稿の書き方種別および執筆の詳細は, 「執筆要領」を参照する。
6. 原稿の提出
- (1) 原稿は, 執筆要領に沿って作成し, 原則としてPDFファイルを電子投稿する。
- (2) 査読希望のカテゴリーおよび下記の査読希望部門名を記す。査読希望部門は複数でもよい。
「材料施工」「構造」「防火」「環境工学」「建築計画」「建築経済・住宅問題」「都市計画」「農村計画」「建築歴史・意匠」「海洋建築」「情報システム技術」「教育」「災害」「文教施設」「地球環境」
- (3) 原稿提出は, 毎年3回とする。
- (4) 原稿が本会に到着した日を原稿受理日とする。
採用原稿の扱いは, 原則として, 原稿を受理した順位とする。
ただし, 内容の訂正などを指摘された原稿で本会発送日より30日以内に改訂原稿が再提出された場合は最初の原稿受理日をそのまま原稿受理日とみなす。30日以内に再提出されない場合は, 最初の受理日は無効とし, 改訂原稿が本会に到着した日を原稿受理日とする。
7. 技術報告の採否
- (1) 技術報告の採否は技術報告委員会が査読の判定基準に基づいて決定し, 著者に通知する。
- (2) 技術報告についての査読の判定基準は以下の通りとする。
- a. 技術資料として, 価値が認められ, 有用かつ新しい内容または知見を有しているものであるかどうか。
- b. 一般的に以下の項目を満足しているかどうか。
- b - 1) 技術的な新規性, 有用性
- b - 2) 記述的的確性, 明快性, 方法とその結果の信頼性
- b - 3) 用語や関連文献引用の適切さ, 商業主義からの

中立性

- c. カテゴリー別に, 主として以下の項目を満足しているかどうか。
- c - 1) カテゴリー の報告: 先進性
- c - 2) カテゴリー の報告: 発展性
- c - 3) カテゴリー の報告: 客観性
- c - 4) カテゴリー の報告: 総合性
- (3) 技術報告のカテゴリー区分は, 査読時の評価判定に用い, 技術報告集への掲載時には記載しない。
- (4) 査読の結果, 「採用」の報告には, 原稿受理日と採用決定日を明記する。
- (5) 査読の結果, 不採用になった技術報告は, 1回に限り再応募できる。この場合, 再応募であることを明記し, 査読意見に対する投稿者の回答を添付する。
- (6) 査読の結果が「不採用」の場合で, その「不採用」の理由に対して, 技術報告提出者が不当と考えた場合には, 不当とする理由を明記して, 技術報告集委員長あてに異議申し立てをすることができる。
8. 質疑討論および評論の採否
質疑討論および評論の採否ならびにその扱いは技術報告集委員会が行う。
9. 著作権
- (1) 著者は, 掲載された技術報告, 質疑討論および評論の著作権の使用を本会に委託する。
ただし, 本会は, 第三者から文献等の複製・引用・転載に関する許諾の要請がある場合は, 原著者に連絡し許諾の確認を行う。
- (2) 著者が, 自分の技術報告, 質疑討論および評論を自らの用途のために使用することについての制限はない。
- (3) 編集出版権は, 本会に帰属する。
10. 技術報告集の体裁
技術報告集の刷上り体裁はA4判とする。
11. 登載料, 超過頁料, カラー印刷掲載料
採用された原稿は本会技術報告集登載料として, 版下原稿の場合は10,000円, レイアウト原稿の場合は30,000円を徴する。
本会の刷上り基準頁数を4頁とする。2頁超過(1頁の超過は認めない)の場合は, 超過頁料として, 50,000円を徴する。
また, カラー印刷による掲載は, 著者の申し出により行うことができる。カラー印刷に要する費用は著者の負担とする。
12. 別刷
技術報告, 質疑討論および評論の別刷は有料にて頒布する。
13. 提出先
- ・ 電子投稿による技術報告, 質疑討論の原稿提出先は, 本会ホームページ技術報告集応募原稿募集案内に指定された原稿提出用サイトとする。
 - ・ 紙面投稿による技術報告, 質疑討論の原稿および異議申し立ての文書は, 下記宛に提出する。
- 〒108-8414 東京都港区芝5丁目26番20号
日本建築学会 技術報告集委員会
- 付 則 この規程は2008年4月1日より適用する。